

## 第6回

# 松江市・東出雲町 合併任意協議会

## 会議資料



日時：平成22年2月23日（火）午前9時30分

場所：ホテル白鳥

## 目 次

### 議 事

議案（30）町・字の区域及び名称の取扱いについて（継続協議）	．．．．．	1
議案（31）地方税の取扱いについて	（継続協議）	．．．．． 2
議案（32）地域協議会の設置について	（継続協議）	．．．．． 3
議案（33）慣行の取扱いについて	（継続協議）	．．．．． 4
議案（34）水道事業の取扱いについて	（継続協議）	．．．．． 5
議案（35）公共下水道事業等の取扱いについて	（継続協議）	．．．．． 6

### 〔協議事項〕

協議（4）松江市・東出雲町合併任意協議会だより 「縁のかたらい特別号」(案)について	．．．．．	別紙
---	-------	----

議案（ 3 0 ）

町・字の区域及び名称の取扱いについて下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

町・字の区域及び名称の取扱いについて（継続協議）

合併後の市の町の区域および名称は、松江市においては現行のとおりとし、東出雲町においては、東出雲町という町の区域を設定する。

東出雲町の大字名については、現行の大字名から「大字」を削除し、区域は現行のとおりとする。

議案（ 3 1 ）

地方税の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

地方税の取扱いについて（継続協議）

両市町で差異のない税率は、現行のとおりとし、差異のある税率については、次のとおり取扱うものとする。

- （ 1 ）法人市町村民税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く 5 年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。
- （ 2 ）軽自動車税は、松江市の例により調整する。ただし、合併年度及びそれに続く 5 年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において不均一課税とする。
- （ 3 ）都市計画税は、松江市の例により調整する。ただし、東出雲町の市街化区域における都市計画税については、合併年度及びそれに続く 5 年度を限度として、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律で認められた範囲内の最大期間において課税しないこととする。

議案（ 3 2 ）

地域協議会の設置について、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

地域協議会の設置について（継続協議）

行政区域の拡大に伴い、地域住民の声を施策に反映させ合併後の市全体の一体的振興を図るとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、合併時点の市町村の合併の特例に関する法律に規定する地域審議会の機能を包含した地域協議会を地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定による附属機関として、現在の東出雲町の区域に設置する。

- （ 1 ）名称、所掌事務、組織、委員の任期、選任方法及び議事運営等は、松江市地域協議会設置条例及び松江市地域協議会運営規則の定めによる。
- （ 2 ）設置期間は、松江市地域協議会設置条例の趣旨を踏まえ、合併後概ね 1 0 年間とする。

議案（ 3 3 ）

慣行の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

慣行の取扱いについて（継続協議）

慣行の取扱いについては、松江市の例により統一する方向で調整する。  
ただし、東出雲町の柿等、地域の文化や産業の特性上、継承の必要があるものは、  
合併後に検討する。

議案（ 3 4 ）

水道事業の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成 2 2 年 2 月 1 0 日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松 浦 正 敬

水道事業の取扱いについて（継続協議）

上水道事業及び簡易水道事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

- （ 1 ）東出雲町の上水道事業及び簡易水道事業については、合併時にそれぞれ松江市に統合する方向で調整する。  
なお、合併後の市において安全な水の安定供給を図るため、水需要予測に対応した上水道事業計画及び簡易水道事業計画を策定し、効率的な事業経営を図り適正な料金を設定する。
- （ 2 ）それぞれの事業の水道料金及び料金体系については、合併時は現行のとおりとし、合併後 3 年目を目途に、事業ごとに統一する方向で調整する。
- （ 3 ）それぞれの事業の加入分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後に、事業ごとに統一する方向で調整する。

議案（ 35 ）

公共下水道事業等の取扱いについて、下記のとおり提案する。

平成22年2月10日提出

松江市・東出雲町合併任意協議会会長 松浦正敬

公共下水道事業等の取扱いについて（継続協議）

公共下水道事業、農業集落排水事業及び市町村設置型合併処理浄化槽事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

（1）使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年目を目途に段階的に統一する方向で調整する。

なお、料金の統一にあたっては、排水需要予測に対応した公共下水道等事業計画を策定し、産業活動への影響を考慮するとともに、効率的な事業経営を図り適正な料金を設定する。

（2）受益者負担金・分担金については、次のとおり調整する。

公共下水道事業については、現行のとおりとする。

農業集落排水事業については、現行のとおりとする。ただし、整備事業完了地区において、新たに接続するものについては、合併後5年目を目途に統一する方向で調整する。

市町村設置型合併処理浄化槽事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年目を目途に統一する方向で調整する。